

産業廃棄物処理業者に対する行政処分事務処理要領

(目的)

- 1 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3及び第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む）又は法第15条の2の7及び法第15条の3の規定に基づき、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可の取消し、事業の停止又は使用の停止（以下「行政処分」という。）を命ずる場合の事務処理について必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の不適正処理等に係る行政処分の公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 この要領における用語の定義は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）で定めるところによる。

(対象者)

- 3 この要領に基づく行政処分の対象者は、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定に基づき、知事（福島県事務委任規則（昭和44年福島県規則第18号）第3条に基づき委任を受けた地方振興局長を含む。）の許可を受けた産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）又は産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の処分を行うために法第15条第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（許可業者を除く。以下「処理施設設置者」という。）とする。

(行政処分の基準)

- 4 許可の取消し及び事業の停止とする違反行為及び処分基準は別表のとおりとし、当該許可業者が有する産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業のすべての許可又は当該処理施設設置者が有するすべての産業廃棄物処理施設設置許可について行政処分を行うことができるものとする。

(事業停止期間の加算等)

- 5 別表に掲げる違反行為が2以上あった場合は当該期間を加算するものとし、この結果事業停止期間が90日を超える場合は、許可の取消しへ移行するものとする。

(加重措置)

- 6 次のいずれかに該当する場合は、加重措置を講ずることができるものとする。
この場合、加重は別表の処分基準日数の2分の1を限度とし、この結果、事業停止期

間が90日を超える場合は、許可の取消しへ移行するものとする。

- (1) 違反行為が繰り返し行われていたものであると認められるとき。
- (2) 違反行為により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (3) 改善措置を講じない、又は改善措置が不十分であると認められるとき。
- (4) その他、加重するに足る相当の理由があると認められるとき。

(軽減措置)

7 次のいずれかに該当する場合は、軽減措置を講ずることができるものとする。

この場合、取消処分相当の違反行為における処分については90日の事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用の停止とし、事業の全部若しくは一部の停止又は施設使用の停止処分相当における処分については別表の処分基準日数の2分の1を限度として軽減する。

- (1) 違反行為により、生活環境の保全上支障が生じていない、又は生じるおそれがないと認められるとき。
- (2) 違反行為後、自主的に是正措置を講じたと認められるとき。
- (3) その他、軽減するに足る相当の理由があると認められるとき。

(行政処分の事前手続)

8 行政処分を行おうとするときの事前手続き及び担当機関

(1) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の場合

地方振興局長(いわき地方振興局長を除く。)は、所管する区域に産業廃棄物処理施設を有する許可業者について、行政処分すべき事実を知った場合は、様式1により行政処分調書を作成し、生活環境部長に上申するものとする。

この場合において、生活環境部長は、必要に応じ、様式1により行政処分調書を作成することができるものとする。

(2) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の場合

ア 県内に本店を有する許可業者の場合

本店の所在地を所管する地方振興局長は、行政処分をすべき事実を知った場合は、様式1により行政処分調書を作成し、被処分者へ発出する指令書案を添付の上、生活環境部長に協議するものとする。

イ 県外に本店を有し、県内に事務所又は営業所を有する許可業者の場合

事務所又は営業所を有する所在地を所管する地方振興局長は、行政処分をすべき事実を知った場合は、様式1により行政処分調書を作成し、生活環境部長に上申するものとする。

この場合において、生活環境部長は、必要に応じ、様式1により行政処分調書を作成することができるものとする。

ウ 県外に本店を有し、県内に事務所又は営業所を有しない許可業者の場合

生活環境部長は、行政処分をすべき事実を知った場合は、様式 1 により行政処分調書を作成するものとする。

(3) 処理施設設置者の場合

処理施設の所在地を所管する地方振興局長は、行政処分をすべき事実を知った場合は、様式 1 により行政処分調書を作成し、被処分者へ発出する指令書案を添付の上、生活環境部長に協議するものとする。

(県警察本部長への意見聴取)

- 9 知事又は事務所若しくは営業所を所管する地方振興局長（以下「所管地方振興局長」という。）は必要に応じ法第 23 条の 3 第 2 項の規定に基づき、法第 14 条第 5 項第 2 号口からへまでに該当する事由の有無について、県警察本部長の意見を聴くことができる。

(行政処分の検討)

- 10 知事又は所管地方振興局長は、処分しようとする者について行政手続法（平成 5 年法第 88 号）に規定する意見陳述のための手続を経て処分内容を検討するものとする。
- ただし、法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当するに至った対象者を処分しようとする場合で、裁判所の判決書（閲覧謄写を含む。）、市町村の刑罰等調書、関係地方公共団体から取消処分を行った旨の書面による連絡等客観的な資料によって証明できる場合には、この限りではない。

(行政処分の決定通知)

- 11 知事又は所管地方振興局長が行政処分を行ったときは、行政処分の内容、処分理由及び根拠条項等を明示し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく教示を付して、被処分者に通知するものとする。
- 通知書は、被処分者に配達証明にて郵送するか又は手交するものとする。
- この場合において、所管地方振興局長は、処分通知書の写しを生活環境部長へ送付するものとする。

(関係機関等への通知及び公表)

- 12 知事又は所管地方振興局長が行政処分を行ったとき、知事は、被処分者の氏名、住所、処分の内容、処分理由及び根拠となった条項等を環境省、都道府県、政令市、各地方振興局及び警察本部等に通知するとともに、報道機関への情報提供及び福島県産業廃棄物課ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(許可証の返納等)

- 13 知事又は所管地方振興局長が、行政処分を行ったときは、被処分者から許可証を返納

させるものとし、停止期間が満了したときは、被処分者に返付するものとする。

(行政処分後の確認)

14 知事又は所管地方振興局長は、行政処分が行われたときは必要に応じ、事業又は施設の使用が停止又は廃止されていることを立入検査等により確認するものとする。

付則

この要領は、昭和63年3月31日から施行する。

この要領は、平成12年3月31日から施行する。

この要領は、平成13年7月5日から施行する。

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

この要領は、平成17年6月2日から施行する。

この要領は、平成19年6月15日から施行する。

この要領は、平成24年2月14日から施行する。

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

別 表

号	違反行為等	処分基準	罰則
1	第12条第3項(産業廃棄物保管届出義務違反)	事業停止30日間	⑥
2	第12条第5項(産業廃棄物無許可業者等委託違反)	許可取消し	①
3	第12条第6項(産業廃棄物委託基準違反)	許可取消し	②
4	第12条第8項(産業廃棄物処理責任者設置義務違反)	事業停止30日間	⑦
5	第12条第13項(産業廃棄物処理施設設置事業者の帳簿備付け義務・記載義	事業停止30日間	⑦
6	第12条の2第3項(特別産業廃棄物保管届出義務違反)	事業停止30日間	⑥
7	第12条の2第5項(特別管理産業廃棄物無許可業者等委託違反)	許可取消し	①
8	第12条の2第6項(特別管理産業廃棄物委託基準違反)	許可取消し	②
9	第12条の2第8項(特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反)	事業停止30日間	⑦
10	第12条の2第14項(特別管理産業廃棄物排出事業者の帳簿備付け義務・記載義務・保存義務違 反、虚偽記載)	事業停止30日間	⑦
11	第12条の3第1項(産業廃棄物管理票交付義務・記載義務違反、虚偽記載)	事業停止30日間	④
12	第12条の3第2項(管理票交付者の産業廃棄物管理票写し保存義務違反)	事業停止30日間	④
13	第12条の3第3項(運搬受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務・記載義務・回付義務違反、虚 偽記載)	事業停止30日間	④
14	第12条の3第4項(処分受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務・記載義務違反、虚偽記載)	事業停止30日間	④
15	第12条の3第5項(処分受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務・記載義務違反、虚偽記載)	事業停止30日間	④
16	第12条の3第6項(管理票交付者の産業廃棄物管理票写し保存義務違反)	事業停止30日間	④
17	第12条の3第9項(運搬受託者の産業廃棄物管理票写し保存義務違反)	事業停止30日間	④
18	第12条の3第10項(処分受託者の産業廃棄物管理票保存義務違反)	事業停止30日間	④
19	第12条の4第1項(虚偽産業廃棄物管理票交付)	事業停止90日間	④
20	第12条の4第2項(産業廃棄物管理票不交付引受禁止違反)	事業停止30日間	④
21	第12条の4第3項(運搬又は処分受託者の虚偽産業廃棄物管理票写し送付、虚偽報告)	事業停止30日間	④
22	第12条の4第4項(処分受託者の虚偽産業廃棄物管理票写し送付、虚偽報告)	事業停止30日間	④
23	第12条の5第1項(電子産業廃棄物管理票の虚偽登録)	事業停止30日間	④
24	第12条の5第2項(運搬又は処分受託者の電子産業廃棄物管理票報告義務違反、虚偽報告)	事業停止30日間	④
25	第12条の5第3項(処分受託者の電子産業廃棄物管理票報告義務違反、虚偽報告)	事業停止30日間	④
26	第12条の5第5項(処分受託者の産業廃棄物管理票写し送付義務・記載義務違反、虚偽記載)	事業停止30日間	④
27	第12条の6第3項(産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令違反)	事業停止90日間	④
28	第14条第1項(産業廃棄物収集運搬業無許可営業)※不正な手段による許可の取得を含む	許可取消し	①
29	第14条第6項(産業廃棄物処分業無許可営業)※不正な手段による許可の取得を含む	許可取消し	①
30	第14条第12項(産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理基準違反)	事業停止10日間	—

31	第14条第13項(産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理困難通知義務違反・虚偽通知)	事業停止30日間	⑥
32	第14条第14項(産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理困難通知保存義務違反)	事業停止30日間	⑥
33	第14条第15項(産業廃棄物処理受託禁止違反)	許可取消し	①
34	第14条第16項(産業廃棄物再委託禁止違反)	許可取消し	②
35	第14条第17項(産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務・記載義務・保存義務違反、虚偽記載)	事業停止30日間	⑦
36	第14条の2第1項(産業廃棄物処理業無許可変更)※不正な手段による許可の取得を含む	許可取消し	①
37	第14条の2第3項(産業廃棄物処理業者の業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反)	事業停止30日間	⑦
38	第14条の3(産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反)	許可取消し	①
39	第14条の3第2号(その者の事業の用に供する施設、その者の能力が基準に適合しなくなったとき)	改善に必要な期間の停止(改善が不可能な場合は許可取消し)	—
40	第14条の3第3号(産業廃棄物処理業許可条件違反)	事業停止30日間	—
41	第14条の3の2第2項(その者の事業の用に供する施設、その者の能力が基準に適合しなくなったとき)	改善に必要な期間の停止(改善が不可能な場合は許可取消し)	—
42	第14条の3の3(産業廃棄物処理業者の名義貸し禁止違反)	許可取消し	①
43	第14条の4第1項(特別管理産業廃棄物収集運搬業無許可営業)※不正な手段による許可の取得を含む	許可取消し	①
44	第14条の4第6項(特別管理産業廃棄物処分業無許可営業)※不正な手段による許可の取得を含む	許可取消し	①
45	第14条の4第12項(特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理産業廃棄物処理基準違反)	事業停止10日間	—
46	第14条の4第13項(特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理産業廃棄物処理困難通知義務違反・虚偽通知)	事業停止30日間	⑥
47	第14条の4第13項(特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理産業廃棄物処理困難通知保存義務違反)	事業停止30日間	⑥
48	第14条の4第15項(特別管理産業廃棄物処理受託禁止違反)	許可取消し	①
49	第14条の4第16項(特別管理産業廃棄物再委託禁止違反)	許可取消し	②
50	第14条の4第17項(特別管理産業廃棄物処理業者の特別管理一般廃棄物処理基準違反)	事業停止10日間	—
51	第14条の4第18項(特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿備付け義務・記載義務・保存義務違反、虚偽記載)	事業停止30日間	⑦
52	第14条の5第1項(特別管理産業廃棄物処理業無許可変更)※不正な手段による許可の取得を含む	許可取消し	①
53	第14条の5第3項(特別管理産業廃棄物処理業者の業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反)	事業停止30日間	⑦

54	第14条の6(特別管理産業廃棄物処理業者の事業停止命令違反)	許可取消し	①
55	第14条の6(特別管理産業廃棄物処理業許可条件違反)	事業停止30日間	—
56	第14条の6(その者の事業の用に供する施設、その者の能力が基準に適合しなくなったとき)	改善に必要な期間の停止(改善が不可能な場合は許可取消し)	—
57	第14条の7(特別管理産業廃棄物処理業者の名義貸し禁止違反)	許可取消し	①
58	第15条第1項(産業廃棄物処理施設無許可設置)※不正な手段による許可の取得を含む	許可取消し	①
59	第15条の2第5項(産業廃棄物処理施設使用前検査受検義務違反)	事業停止60日間	⑥
60	第15条の2の2第1項(産業廃棄物処理施設定期検査拒否・妨害・忌避)	事業停止30日間	⑦
61	第15条の2の3(産業廃棄物処理施設維持管理基準違反)	事業停止10日間	—
62	第15条の2の4(産業廃棄物処理施設維持管理事項記録義務・備付け義務違反、虚偽記載)	事業停止30日間	⑦
63	第15条の2の6第1項(産業廃棄物処理施設無許可変更)※不正な手段による許可の取得を含む	許可取消し	①
64	第15条の2の6第2項(産業廃棄物処理施設変更許可の使用前検査受検義務違反)	事業停止60日間	⑥
65	第15条の2の6第3項(産業廃棄物処理施設廃止等届出義務違反)	事業停止30日間	⑦
66	第15条の2の6第3項(最終処分場埋立終了届出義務違反)	事業停止30日間	⑦
67	第15条の2の6第3項(最終処分場の廃止確認義務違反)	事業停止30日間	⑦
68	第15条の2の7(産業廃棄物処理施設改善命令・使用停止命令違反)	許可取消し	②
69	第15条の2の7第1号及び第2号(産業廃棄物処理施設構造又は維持管理基準等不適合)	改善に必要な期間の停止(改善が不可能な場合は許可取消し)	—
70	第15条の2の7第4号(産業廃棄物処理施設許可条件違反)	事業停止30日間	—
71	第15条の4(産業廃棄物処理施設無許可譲り受け、無許可借受け)	許可取消し	②
72	第15条の4(産業廃棄物処理施設相続等届出義務違反、虚偽届出)	事業停止30日間	⑦
73	第15条の4(周辺地域への配慮欠落)	事業停止10日間	—
74	第15条の4(法人合併又は分割による無認可産業廃棄物処理施設地位承継)	事業停止10日間	—
75	第15条の4の4第3項(無害化処理施設維持管理事項記録義務・備付け義務違反、虚偽記載)	事業停止30日間	⑦
76	第15条の4の5第1項(廃棄物の無許可輸入)	許可取消し	②
77	第15条の4の5第4項(廃棄物の輸入許可条件違反)	許可取消し	②
78	第15条の4の7第1項(産業廃棄物の無確認輸出、無確認輸出未遂)	許可取消し	①
79	第15条の4の7第1項(産業廃棄物の無確認輸出予備)	許可取消し	③
80	第15条の4の7第2項(国外廃棄物輸入者の産業廃棄物管理票交付義務・記載義務違反、虚偽記載、電子産業廃棄物管理票虚偽登録)	事業停止30日間	⑥

81	第15条の19第1項(土地形質変更届出義務違反、虚偽届出)	事業停止30日間	⑥
82	第15条の19第2項(既に土地形質変更着手している者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出)	事業停止10日間	⑧
83	第15条の19第3項(非常災害の応急措置で土地形質変更した者の土地形質変更届出義務違反、虚偽届出)	事業停止10日間	⑧
84	第15条の19第4項(土地形質変更計画の変更命令違反)	事業停止90日間	⑤
85	第16条(廃棄物の不法投棄、不法投棄未遂)	許可取消し	①
86	第16条(廃棄物の不法投棄目的収集運搬)	許可取消し	②
87	第16条の2(廃棄物の不法焼却、不法焼却未遂)	許可取消し	①
88	第16条の2(廃棄物の不法焼却目的収集運搬)	許可取消し	②
89	第16条の3(指定有害廃棄物の処理禁止違反)	許可取消し	①
90	第18条第1項(報告拒否・虚偽報告)	事業停止30日間	⑦
91	第19条第1項及び第2項(立入検査拒否、妨害、忌避)	事業停止30日間	⑦
92	第19条の3(改善命令違反)	許可取消し	②
93	第19条の4第1項、第19条の5第1項、第19条の6第1項(措置命令違反)	許可取消し	①
94	第19条の10第1項(土地形質変更の措置命令違反)	事業停止90日間	⑤
95	第20条の2第3項(登録廃棄物再生事業者名称の無登録使用)	事業停止10日間	⑨
96	第21条第1項(技術管理者設置義務違反)	事業停止30日間	⑦
97	第21条の2第1項(事故時の措置届出義務違反)	事業停止10日間	—
98	第21条の2第2項(事故時応急措置命令違反)	応急措置に必要な期間の停止	⑥
99	前各号に定めるもの以外の違反行為	事業停止10日間	—

* 「参考」欄の数字は次の罰則に関する条項を示すものである

- ① 第25条 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科
- ② 第26条 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科
- ③ 第27条 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこの併科
- ④ 第27条の2 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ⑤ 第28条 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金
- ⑥ 第29条 6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金
- ⑦ 第30条 30万円以下の罰金
- ⑧ 第33条 20万円以下の過料
- ⑨ 第34条 10万円以下の過料